

鹿屋市告示第321号

令和2年鹿屋市告示第159号にて告示を行った指定納付代理者が住所変更を行ったため、鹿屋市会計規則（平成18年鹿屋市規則第60号）第38条の2第2項の規定により告示します。

令和8年6月3日

鹿屋市長 郷原 拓男

1 登記住所の変更

【新登記住所】

東京都港区北青山二丁目14番4号

【旧登記住所】

東京都品川区上大崎三丁目1番1号

2 登記住所変更日

令和8年7月21日